

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 3 月 11 日

金 曜 日

第 4029 号

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定の更新 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定 2
- 指定障害福祉サービス事業者の指定 3
- 車両制限令第3条第1項第2号のイの規定による道路の指定
- 車両制限令第3条第1項第3号の規定による道路の指定及び同令第10条第1項の規定による通行方法の公示 5
- 都市計画事業の事業計画の変更認可 7
- 保安林の指定予定 8

公 告

- 開発行為の工事完了 10
- 争議行為の通知の公表 11
- 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第108号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条
第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定の更新について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成28年 3 月 11 日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	更新年月日
名称	所在地			
矯正歯科やまぎ シクリニック	射水市戸破3521 -1	更生医療、育成 医療	歯科矯正	平成28年 3 月 1 日
厚生連高岡訪問 看護ステーション	高岡市永楽町 5 番10号	更生医療、育成 医療	訪問看護	平成28年 3 月 1 日
セブンス薬局 黒部店	黒部市生地神区 298-3	更生医療、育成 医療	調剤	平成28年 3 月 1 日

富山県告示第109号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定

による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成28年 3 月 11 日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
クスリのアオキ 柳田薬局	氷見市柳田1950 番地 1	育成医療、更生 医療	調剤	平成28年 3 月 1 日
中部薬品 中曾 根薬局	高岡市 中曾根 2814番	育成医療、更生 医療	調剤	平成28年 3 月 1 日
新湊中央薬局	射水市本町 2-14 -2	育成医療、更生 医療	調剤	平成28年 3 月 1 日
大門中央薬局	射水市中村 118 -1	育成医療、更生 医療	調剤	平成28年 3 月 1 日

クスリのアオキ 木津薬局	高岡市木津1426 番地 1	育成医療、更生 医療	調剤	平成28年3月1 日
中部薬品 高岡 羽広薬局	高岡市羽広二丁 目 1 番 6 号	育成医療、更生 医療	調剤	平成28年3月1 日

富山県告示第110号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

平成28年3月11日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉 サービスの種 類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務 所の所在地	名称	所在地
就労継続支援 A型	平成28年 3月1日	1610200600	一般社団法 人はたらく よろこび	高岡市立野 3037番地	一般社団法 人はたらく よろこび	高岡市立野 3037番地

富山県告示第111号

車両制限令第3条第1項第2号のイの規定による道路の指定について

車両制限令（昭和36年政令第 265号）第3条第1項第2号のイの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

平成28年3月11日

富山県知事 石 井 隆 一

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
国道 415号	氷見市谷屋字谷内4135番3地先から 氷見市谷屋字上ノ江1682番2地先まで
国道 415号	高岡市米島字表向 440番2から 高岡市吉久一丁目2920番26地先まで
県道 新湊庄川線	高岡市中曽根 505番1地先から 射水市坂東 223番まで
県道 新湊庄川線	射水市大島北野 352番から 射水市小泉87番地先まで
県道 伏木港線	高岡市江尻1420番1から 高岡市広小路 107番地先まで
県道 高岡羽咋線	高岡市北島1554番地先から 高岡市国吉1215番2地先まで
県道 小杉婦中線	射水市戸破字神明 625番2地先から 射水市黒河1986番地先まで
県道 小矢部伏木港線	高岡市国吉1215番2地先から 高岡市五十里4659番4まで
県道 高岡環状線	高岡市野村1665番3から 高岡市下伏間江 576番地先まで
県道 高岡環状線	高岡市二塚 454番2地先から 高岡市二塚 740番3まで
県道 高岡環状線	高岡市佐野1433番から 高岡市六家字苧田 933番1地先まで
県道 高岡環状線	高岡市長慶寺 446番4地先から 高岡市米島字表向 445番1地先まで
県道 堀岡小杉線	射水市堀岡古明神字浜田 120番地先から 射水市片口65番まで
県道 片口牧野線	射水市片口65番から 射水市片口 359番1地先まで

県道 姫野能町線	高岡市石丸 487番 1 から 高岡市能町2841番まで
県道 串田新黒河線	射水市黒河字高山4746番11から 射水市黒河3355番まで

2 指定する期日

平成28年 4 月 1 日

富山県告示第112号

車両制限令第 3 条第 1 項第 3 号の規定による道路の指定及び同令第 10 条第 1 項の規定による通行方法の公示について

車両制限令（昭和36年政令第 265号。以下「政令」という。）第 3 条第 1 項第 3 号の規定により通行する車両の高さの最高限度が 4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、政令第10条第 1 項の規定により当該道路を通行する高さが 3.8メートルを超え 4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成28年 3 月 11 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 政令第 3 条第 1 項第 3 号の規定により指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
国道 415号	高岡市伏木国分一丁目 384番地先から 高岡市吉久一丁目2920番26地先まで
国道 415号	射水市作道字中不湖 798番 4 から 射水市堀岡古明神字浜田 120番地先まで
県道 新湊庄川線	高岡市中曾根 505番 1 地先から 高岡市中曾根1155番 1 地先まで
県道 新湊庄川線	射水市大島北野 352番から 射水市小泉87番地先まで
県道 伏木港線	高岡市伏木矢田 293番 6 から 高岡市広小路 107番地先まで

県道 高岡羽咋線	高岡市北島1554番地先から 高岡市国吉1215番2地先まで
県道 小杉婦中線	射水市戸破字神明 625番2地先から 射水市黒河1986番地先まで
県道 小矢部伏木港線	高岡市国吉1215番2地先から 高岡市東海老坂字大坪 490番3まで
県道 高岡環状線	高岡市能町 555番 182から 高岡市下伏間江 576番地先まで
県道 高岡環状線	高岡市二塚 454番2地先から 高岡市二塚 740番3まで
県道 高岡環状線	高岡市佐野1433番から 高岡市六家字苧田 933番1地先まで
県道 高岡環状線	高岡市長慶寺 446番4地先から 高岡市米島字表向 445番1地先まで
県道 堀岡小杉線	射水市堀岡古明神字浜田 120番地先から 射水市片口65番まで
県道 片口牧野線	射水市片口65番から 射水市片口 359番1地先まで
県道 姫野能町線	高岡市石丸 487番1から 高岡市能町2841番まで
県道 串田新黒河線	射水市橋下条15番1から 射水市黒河3355番まで

2 指定する期日

平成28年4月1日

3 政令第10条第1項の規定により定める車両の通行方法

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

富山県告示第113号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成28年 3 月 11 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 施行者の名称

滑川市

2 都市計画事業の種類及び名称

滑川都市計画道路事業

3・5・5号 加島町下島線

3・4・1号 滑川富山線

(3・4・4号 滑川駅加島町線)

7・6・5号 吾妻町加島町線

3 事業地

(1) 収用の部分

富山県滑川市大字領家町、河端町及び下島地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業施行期間

平成17年8月5日から平成30年3月31日まで

富山県告示第114号

保安林の指定予定について

次のとおり保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の2の規定により告示する。

平成28年3月11日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

富山県下新川郡朝日町横尾字堅田251の1・290の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、291の1、292の1・字八万田312の4・313の2・313の7・313の10・331の4・339の3・340の2・345の2・346の2（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）、347の1、353の1、字明還368の1、369の2（次の図に示す部分に限る。）、379の1、380の1、380の2、381の1、389の9（次の図に示す部分に限る。）、396の2、397の2（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

潮害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県農林水産部

森林政策課及び朝日町役場に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第115号

保安林の指定予定について

次のとおり保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成28年3月11日

富山県知事 石 井 隆 一

第1

1 保安林予定森林の所在場所

富山県魚津市宮津字蟹ヶ沢2009から2012まで

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び魚津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

第2

1 保安林予定森林の所在場所

富山県魚津市東山字笹木平9の6、9の7、9の26、9の28から9の33まで、
9の40

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び魚津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成28年 3 月 11 日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
中新川郡立山町鈴木 328番 2 外 6 筆及び 337番の一部 (区画 4)	同 左	公 園	中新川郡立山町前沢 2440番地	立山町
黒部市三日市茅堂4016番 1			東京都千代田区神田和泉町 1 番地の19	YKK不動産株式会社
中新川郡立山町利田 204番の一部、205番、206番及び207番 (工区 1)			中新川郡立山町前沢 2440番地	立山町

争議行為の通知の公表

富山県医療労働組合連合会執行委員長大浦義憲から、平成28年3月1日付けで争議行為を行う旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成28年 3 月 11 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 事件

2016年春闘統一要求に関する件

2 日時

平成28年 3 月 16 日より本事件解決に至るまで

3 場所

富山市豊田町 1 丁目 1 - 8 富山医療生協富山協立病院

富山市千石町 2 丁目 2 - 6 富山医療生協富山診療所

富山市水橋館町 59 - 1 富山医療生協水橋診療所

富山市粟島町 2 - 1 富山医療生協在宅福祉総合センター「ひまわり」

富山市柳町 1 丁目 2 - 18 富山医療生協在宅福祉総合センター「きずな」

富山市婦中町速星 398 - 1 富山医療生協在宅福祉総合センター「ぽぷら」

富山市山室 82 - 1 富山医療生協在宅福祉総合センター「えがお」

富山市水橋新堀 1 とやま虹の会老人保健施設「レインボー」

富山市水橋新堀 17 - 1 とやま虹の会特別養護老人ホーム「しらいわ苑」

富山市水橋市江 260 とやま虹の会市江やすらぎの郷

富山市水橋中村町 2 - 2 とやま虹の会かけはし

高岡市永楽町 5 - 10 富山厚生連高岡病院

滑川市常磐町 119 富山厚生連滑川病院

4 概要

必要な一切の合法的争議行為を実施する。

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法

施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成28年 3 月 11日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 調達物品等の名称及び数量

電子複写機による複写サービス 3 区分(D～F ランク) 各一式

(2) 調達物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成28年 7 月 1 日から平成32年 6 月30日まで (48箇月)

(地方自治法第234条の 3 に基づく長期継続契約)

(4) 納入場所

富山県出納局総務会計課が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成27年富山県告示第142号）第 1 の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4 の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ

わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課 用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

平成28年3月11日から同年4月13日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札書の提出期限

平成28年4月20日 午後5時15分

(4) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札の日時

Dランク 平成28年4月28日 午前10時00分

Eランク 平成28年4月28日 午前10時15分

Fランク 平成28年4月28日 午前10時30分

(2) 開札の場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、平成28年4月27日午後5時15分までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

入札書は様式 1～3 によるものとし、入札金額は、各項目の 1 枚当たりの単価に基準枚数を乗じた価額の総価を記載すること。落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（1 銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、書類等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示した条件を満たすと認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

(1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

(2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

(3) その他詳細は、入札説明書による。